（牛乳乳製品需給対策室及び畜産専門官）

**第四十三条**　牛乳乳製品課に、牛乳乳製品需給対策室及び畜産専門官三人を置く。

2　牛乳乳製品需給対策室は、牛乳及び乳製品の需給に関する事務をつかさどる。

3　牛乳乳製品需給対策室に、室長を置く。

4　（略）

（削る。）

（調整室並びに経営調査官、経営専門官、総務・会計専門官及び消費税対策官）

**第四十六条**　総務課に、調整室並びに経営調査官、経営専門官、総務・会計専門官及び消費税対策官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

（削る。）

6・7　（略）

（調査官、企画官、特別会計専門官、管理官、総務・会計専門官、監査官及び福島復旧復興対策・緊急災害対策調整官）

**第五十四条**　総務課に、調査官三人、企画官一人、特別会計専門官一人、管理官一人、総務・会計専門官一人、監査官二人及び福島復旧復興対策・緊急災害対策調整官一人を置く。

2・3　（略）

（削る。）

4～7　（略）

8　福島復旧復興対策・緊急災害対策調整官は、福島の復旧及び復興並びに災害が発生し、又はまさに発生しようとしている地域における初動措置に関する事務のうち農村振興局の所掌に係るものに関し調整を要する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（企画官、団体指導専門官及び土地改良調整官）

**第六十条**　土地改良企画課に、企画官、団体指導専門官及び土地改良調整官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、土地改良企画課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち農村振興局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　（略）

4　土地改良調整官は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十七条の十一第一項に規定する連携管理保全計画の作成に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（農業用水対策室及び施設保全管理室並びに水資源企画官及び農業水利施設企画官）

**第六十一条**　（略）

2・3　（略）

4　施設保全管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　土地改良財産（土地改良法第九十四条に規定する土地改良財産をいう。以下同じ。）の管理及び処分に関すること。

5～7　（略）

（畜産専門官及び乳製品調整官）

**第四十三条**　牛乳乳製品課に、畜産専門官三人及び乳製品調整官一人を置く。

（新設）

2　（略）

3　乳製品調整官は、乳製品の輸出入、独立行政法人農畜産業振興機構による輸入乳製品の買入れ及び売渡しその他乳製品の需給及び流通に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を整理する。

（調整室並びに経営調査官、経営専門官、業務改革推進専門官、総務・会計専門官及び消費税対策官）

**第四十六条**　総務課に、調整室並びに経営調査官、経営専門官、業務改革推進専門官、総務・会計専門官及び消費税対策官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　業務改革推進専門官は、経営局の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7・8　（略）

（調査官、企画官、業務改革推進専門官、特別会計専門官、管理官、総務・会計専門官、監査官及び福島復旧復興対策調整官）

**第五十四条**　総務課に、調査官三人、企画官一人、業務改革推進専門官一人、特別会計専門官一人、管理官一人、総務・会計専門官一人、監査官二人及び福島復旧復興対策調整官一人を置く。

2・3　（略）

4　業務改革推進専門官は、農村振興局の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5～8　（略）

9　福島復旧復興対策調整官は、福島の復旧及び復興に関する事務のうち農村振興局の所掌に係るものに関し調整を要する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（企画官及び団体指導専門官）

**第六十条**　土地改良企画課に、企画官二人及び団体指導専門官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、土地改良企画課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち農村振興局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　（略）

（新設）

（農業用水対策室及び施設保全管理室並びに水資源企画官及び農業水利施設企画官）

**第六十一条**　（略）

2・3　（略）

4　施設保全管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　土地改良財産（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十四条に規定する土地改良財産をいう。以下同じ。）の管理及び処分に関すること。

5～7　（略）